

①のケースは、平成25年10月以前の消費税率5%で開始しており（労務費率は消費税率5%時点のもの）、平成31年4月以降の消費税率10%時点で増額しているため、

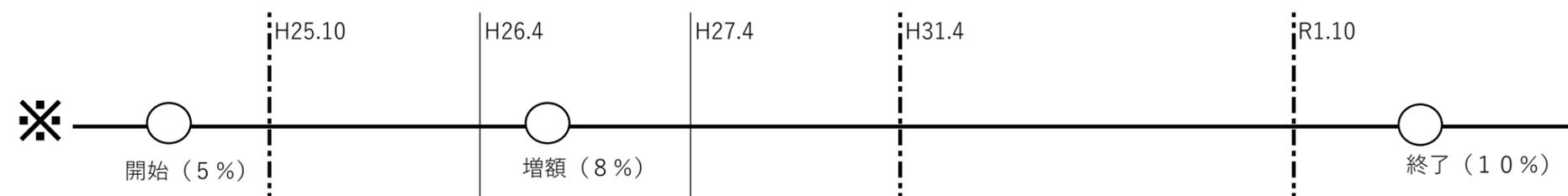
$$\text{請負金額} = \text{増額後の請負金額} - (\text{増額された額} \times 110\text{分の}5)$$

②のケースは、平成25年10月以降の消費税率8%で開始しており（労務費率は消費税率5%時点のもの）、平成31年4月以降の消費税率10%時点で増額しているため、

$$\text{請負金額} = (\text{増額前の請負金額} \times 108\text{分の}105) + \text{増額された額} - (\text{増額された額} \times 110\text{分の}5)$$

③のケースは、平成25年10月以前の消費税率5%で開始しており（労務費率は消費税率5%時点のもの）、消費税率8%の時点と10%の時点で2回増額しているため、

$$\text{請負金額} = \text{増額後の請負金額} - (\text{①で増額された額} \times 108\text{分の}3) - (\text{②で増額された額} \times 110\text{分の}5)$$



※のケースは従前の通達（平成27年3月31日基徴収発0331第1号）と同じ取扱いとなる。

平成25年10月以前の消費税率5%で開始しており（労務費率は消費税率5%時点のもの）、消費税率8%時点で増額しているため、

$$\text{請負金額} = \text{増額後の請負金額} - (\text{増額された額} \times 108\text{分の}3)$$